

サービス内容・重要事項説明書

2024年 9月 1日

(介護保険)

利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 訪問看護ステーションあおばの概要

開設法人	医療法人社団武蔵野会
代表者	理事長 中村 毅
事業者名称	訪問看護ステーションあおば
管理者	山下 清子
所在地	埼玉県新座市堀ノ内3-14-30
電話／ファックス	048-481-1647／048-479-0572
介護保険指定事業者番号	埼玉県 1165190228
訪問看護ステーション番号	埼玉県 5190228
通常の事業の実施地域	新座市・所沢市・朝霞市・和光市・ 東久留米市・清瀬市・西東京市・練馬区

・上記以外の地域の方も、ご希望の際はご相談ください

2. 事業の目的と運営方針

訪問看護ステーションあおばは、年齢・疾患にかかわらず住み慣れた地域で安心した生活を過ごせるよう支援します。その人らしさを大切にして、利用者の意思を尊重し希望のある生活を営めるよう看護サービスを提供していきます。

3. 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	事業内容
管理者	看護師	1名		管理業務・訪問看護
職員	看護師	4名		訪問看護
	理学療法士		2名	訪問リハビリ
	事務員	1名		事務一般

4. 営業時間と休業日

平日	9:00～17:30
土曜日	9:00～13:00

<日曜日・祝日・12月30日午後～1月3日は休業です>

5. 訪問看護サービスの内容

- ① 病状や障害の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴等による清潔保持のケア
- ③ 食事及び排泄など日常生活のケアおよびアドバイス
- ④ 傷や床ずれなどの手当や予防方法のアドバイス
- ⑤ 服薬管理とアドバイス
- ⑥ カテーテルなどの医療器具の管理
- ⑦ その他、医師の指示による医療処置
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 認知症の看護
- ⑩ ターミナルケア（在宅での看取りを含む）
- ⑪ 療養生活や介護方法のアドバイス など

6. お申込み後

- (1) 訪問看護を開始する場合、主治医が発行する「訪問看護指示書」が必要となります。「訪問看護指示書」は訪問看護ステーションに提供されます。訪問看護指示書は一定期間毎、もしくは病状変化時に再発行して頂くことになっています。
- (2) 「契約書」の提出をもって、サービス利用開始とさせていただきます。その際、保険証・介護保険証・老人医療受給者証・身体障害者手帳・生活保護受給証などの提示をお願いします。成年後見人制度などを利用されている場合には、後見人もしくは立会人と契約させていただきます。
- (3) サービスの提供にあたっては、主治医の治療方針やケアマネージャーの居宅サービス計画・訪問看護計画書に添って訪問看護を行います。利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態の予防となるよう適切にサービスを提供します。
- (4) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文章による指示に従います。
- (5) 利用者様には訪問看護計画書を提出します。

7. サービス利用料

別紙参照

8. 緊急時等における対処

緊急時の対処方法については、あらかじめかかりつけ医、利用者と確認して指定訪問看護を開始するものと致します。

- (1) 訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、家族等に連絡すると共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。
- (2) 訪問看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医及びケアマネージャーに報告します。

9. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供に際して利用者のケガや体調の急変、事故があった場合には、市町村、ケアマネージャー、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

10. その他

- (1) 介護保険証等を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- (2) 看護師は介護保険制度や健康保険制度等上、利用者の心身の機能の維持・回復のために療養のお世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（調理・掃除など）をすることはできませんので、予めご了承下さい。
- (3) 他の利用者様の病状などやむを得ない理由で訪問日や訪問時間の変更をお願いすることもあり得ますので、その際にはご協力の程よろしくお願い致します。また上記理由の他、交通事情により訪問時間が遅れることが考えられますので、予めご了承下さい。
- (4) 入院等で利用が長期に中断した場合は契約終了となります。（3ヶ月を目安）
- (5) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

11. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談・苦情等がある場合には、当事業所にご連絡下さい。また各自治体の窓口にもご相談できます。苦情等を申し出たことを理由として何らの不利益な取扱は致しません。

- (1) 相談窓口：訪問看護ステーションあおば

電話：048-481-1647

担当者：山下 清子（管理者）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 土曜日は12：30 まで

- (2) 各市町村の介護保険課担当窓口

新座市介護保険課	048-477-1111	東久留米市介護福祉課	042-470-7777
----------	--------------	------------	--------------

西東京市高齢者支援課	042-464-1311	清瀬市高齢支援課	042-492-5111
------------	--------------	----------	--------------

所沢市介護保険課	04-2998-1111	朝霞市長寿はつらつ課	048-463-1111
----------	--------------	------------	--------------

和光市長寿あんしん課	048-464-1111	練馬区介護保険課	03-3993-1111
------------	--------------	----------	--------------

- (3) 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情対応係

電話：048-824-2568（専用） F A X：048-824-2561

受付時間：月～金曜日 8：30～12：00 13：00～17：00

- (4) 東京都国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係

電話：03-6238-0176（専用） F A X 03-6238-0022

12. 第三者評価の実施 未実施

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容及び重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

	年	月	日
事業者所在地	埼玉県新座市堀ノ内3-14-30		
事業所名	訪問看護ステーションあおば		
管理者	山下清子		印
説明者	_____		印

私は、サービス内容・重要事項説明書に基づいて、事業者からサービスの内容及び重要事項の説明を受け同意をしました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____ 印

代理人	住所	_____
	氏名	_____ 印
	続柄	_____